

○大府市タクシー料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者のタクシーの利用に対し、その料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を促進し、介護予防や介護度の重度化を防ぐことを目的として実施する大府市タクシー料金助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、現に市内に居住する満80歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、助成を行わないものとする。

- (1) 大府市福祉タクシー等料金助成事業実施要綱により助成を受けている者
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の17に規定する自動車税の減免又は第463条の23に規定する軽自動車税の減免を受けた者
- (3) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護医療院に入所し、若しくは治療を目的とする医療施設に入院している者

(申請)

第3条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉タクシー等料金助成券・タクシー料金助成券交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、大府市タクシー料金助成券（第2号様式）（以下「助成券」という。）の交付を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、助成券を交付するものとする。

2 助成券の1年度当たりの交付枚数は、24枚とする。ただし、年度途中での申請における交付枚数は、当該年度の残りの月数（当該申請をした月を含む。）に2を乗じて得た枚数とする。

3 市長は、第1項の場合において助成の必要がないと認めたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(助成額)

第5条 助成額は、利用1回につき初乗料金に相当する額とする。

(利用できるタクシー)

第6条 第4条の規定により助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が助成券を利用して乗車することのできるタクシーは、市長の指定するタクシー業者のものとする。

(タクシー利用方法)

第7条 受給者は、前条に規定するタクシーを利用するときは、助成券を運転手に渡すものとする。この場合において、個人番号カード又は運転免許証、運転経歴証明書その他当該受給者が本人であることを確認するため市長が相当と認めた書類を提示しなければ

ばならない。

2 前項の規定による助成券の使用は、乗車1回につき1枚とする。

(助成方法)

第8条 タクシー料金の助成は、第6条に規定するタクシー業者が受給者から受け取った助成券を添えて市長に請求書を提出した場合に、当該業者に対して第5条に規定する助成額を支払うことにより行う。

(紛失等の届出)

第9条 受給者は、助成券を紛失し、破損し、又は汚損したときは、タクシー料金助成券再発行届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 受給者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成券の返還)

第11条 市長は、受給者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成券の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成券の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 助成券を他人に使用させたと認められるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成券の利用に関して不正行為があったとき。
- (4) 受給者が死亡したとき。
- (5) 年度末において、利用しなかった助成券があるとき。

(リフト付福祉タクシーへの切替え)

第12条 助成券の交付を受けている者で、年度途中において大府市福祉タクシー等料金助成事業実施要綱第2条第2項に規定するリフト付福祉タクシー料金の助成の対象となったものが、当該助成を受けようとする場合は、同要綱第3条第3項及び第4項の規定により、市長に対し、助成の切替えを申請しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。